

右に挙げたことは孰れも雇農の苦しまぎれの足掻きである。
この外にこれに類することは幾らもあるに違ひない。而してそれ等の全てが社會的不安そのものゝ如實な姿であることは疑ひもなき事であらう。

二、支出

雇農の消費生活の水準を明かならしむることは極めて緊要なことであるが、然しその爲の調査は最も困難であつた、十日足らずの滞在期間・聴取調査・激甚なりし物價變動や雇農の消費生活の特徴である少量購入や現物形態に依る度重なる前借やに依る雇農の記憶力の失墜等の致命的な障礙が前置されてあつたからである。だから假令それらの障礙を飛び越へ得たとしても醜い残骸を横へる丈に終るかも知れないのである。だがそれらの全ての惡條件にも不拘、敢へて此の記述を進めねばならない。

扱て元來ならば支出には經常部分の外に臨時部分を具有すべきであるが、茲では單にその經常部分——而も雜業の經營に充てられる資金部分を含まない——に就てしか記述し得ず、且つそれとても數字の點では信を置き難きものであることを豫め斷つて置かねばならない。
以下一〇戸の雇農に就き住居費より順を追つて觀察して見よう。

(一) 住居費

住居費を表示すれば次の如くである。

表一九、住居費

姓名	家屋		席子	窓紙	計	備考
	金額	間數				
張連甲	一八・〇〇	一・五	一圓	〇・二〇	一八・二〇	
張殿甲	五・〇〇	一・五	自製	—	五・〇〇	家賃は一〇圓なりしも水浸しになり五圓に減額
張鳳林	一・〇〇	一・五	自製	〇・二四	一一・二四	家賃は未拂
段景春	二・〇〇	一・五	自製	〇・六〇	二・六〇	家賃は未拂
馬恩全	二・〇〇	一・五	—	〇・一八	二・一八	家賃は勞力で支拂ふこと多し

六圓は未拂

張玉慶	二・〇〇	一・〇	—	—	二・〇〇	
那慶錄	—	〇・五	—	〇・二〇	〇・二〇	
李財	五・〇〇	〇・五	—	〇・二二	五・二二	
劉貴	一八・〇〇	〇・五	一・二〇	〇・八〇	二〇・〇〇	
劉福	二・〇〇	〇・五	〇・七〇	—	二・七〇	
計	二二・〇〇	二・〇	二・九〇	二・三四	二五・二四	
平均一戸當	二・二〇〇	二・二	〇・二九	〇・二三	二・五二	
平均家族一人當	二・六七	〇・三	〇・〇六	〇・〇五	二・七八	
百分比	九五・八	—	二三	一九	一〇〇・〇	

即ち住居費は平均一戸當り一二・五二圓、平均家族一人當り二・七八圓である。この中九五・八%迄は家賃であるが、茲で注意を要することは借家にはほんの少しではあるが宅地と菜園が附隨して居ることである。この菜園からは自家消費の蔬菜の大部分が供給されるのであり、從て住居費の中には相當の割合の副食物費が含まれて居る譯である。右表に於て家屋の廣さの〇・五間となつて居るものが四戸もあるが、これは此地方に於ける農家の部屋の構造が「對抗」式であることに因るものであり、四、五人程度の家族を持つ雇農等にあつては「三間房子」を四戸で分用して居るものが多いのである。又席子や窓紙は毎年一回新しいものと取換へられるのが普通であるが、雇農の中には去年のものを引續き用ひて居るのが可成りに多い。

(二) 食費

先づ主食物から見るに左表の通りである。

表二〇、主食物費

姓名	高粱		小米		包米		黃米及大米		白麵		計
	數量	金額	數量	金額	數量	金額	數量	金額	數量	金額	
張連甲	七	五・五〇	一五	一・二〇	—	—	—	—	三	一・〇	三斤 三斗 三・五〇
張殿甲	一〇	一・〇〇	一〇	一・〇〇	—	—	—	—	—	—	三斗 三・五〇
張鳳林	—	—	五	五・〇〇	一五	一・五〇	—	—	一五	一・五〇	一五斤 三斗 一〇・五〇
段景春	二〇	五・五〇	二〇	六・〇〇	—	—	二	六・〇〇	一〇	二・〇	五〇斤 三斗 一〇・五〇

右表に依れば平均一戸當の主食物の數量は穀類二石四斗及白麵二〇斤であり、平均家族一人當では穀類五・一斗及白麵四・三斤である。之は少な過ぎるけれども雇傭勞働に従事する日は雇主より食事の給與を受けることや乞食をすること等に依る結果と見るべきであらう。之等の數量の價格は激甚なる物價變動の爲甚しく不明確ではあるが、平均一戸當では一八・五五圓、平均家族一人當では三・九四六圓である。即ち一箇月當の平均家族一人當主食物費は三三錢、一日當のそれは一錢一厘と云ふことになる。次に主食物の種類とその食用する數量の割合であるが、大部分は小米と高粱米で、前者が六〇%、後者が二〇%であり、後の二〇%が其の他の雜穀及白麵である。右表には何うした譯か稗子が表れて來なかつたけれども實際は相當量食用に供せられて居るやうである。(註) 黄米・大米白麵等は雇農の間では過年・過節(仲秋節・端午節)にのみ用ひられる。然し中には之等のものですら用ひ得ないものもあり、用ひたとしても、購入したものは少ないのであつて親戚から貰ひ受けたものとか、他から借入したものが多いのである。

(註) 乞食の施與される穀類の中最も多いのは稗子のやうである。

次に副食物及調味料であるが、茲ではその自給部分には觸れずにその購入部分に就てのみ見ることにする。既に指摘せる如く蔬菜類の大部分はその宅地續きの菜園から自給されるのであり、従つて副食物費の自給部分は住居費の中に包含されて居るからである。

依つて先づ右の意味に於ける副食物及調味料の數量を平均一戸當並平均家族一人當に就て見るに次の如くである。

麵	豆	粉	猪	白	豆	種
醃	砂	鹽	麵	豆	粉	猪
油	條	肉	菜	子	類	
糖						

平均一戶當	一・七八斗	七五斤	六・六斤	一・二斤	一・五斤	〇・五斤	三七・九斤	〇・三斤	〇・一斤
平均家族一人當	〇・〇四斗	一・六斤	〇・一四斤	〇・〇三斤	〇・〇三斤	〇・〇一斤	〇・八一斤	〇・〇五斤	〇・〇二斤

右に依て雇農の副食物及調味料の種類と數量とが極めて貧弱なものであると云ふことが他の社會層のそれとの比較を俟たずして直觀するとなが出来る。

依て副食物及調味料費を見るに次表の如くである。

表二、副食物調味料費

姓	計	副食	調料	計
張連	甲	白菜	豆腐	0.00
張鳳	甲	猪肉	麵條	0.00
張景	春	猪肉	麵條	0.00
張恩	全	猪肉	麵條	0.00
馬玉	慶	猪肉	麵條	0.00
張那	錄	猪肉	麵條	0.00
劉李	財	猪肉	麵條	0.00
劉劉	貴	猪肉	麵條	0.00
計	福	猪肉	麵條	0.00

[illegible]

即ち右表に依れば平均一戸當の副食物及調味料費は八・〇三圓、平均家族一人當のそれは一・七〇九圓である。この平均家族一人當の副食物及調味料費を一箇月當に就て見るならば、〇・一四圓であり、一日當に就て見るならば、實に五厘（弱）にしか過ぎないのである。次にこの副食物及調味料費の各種類別の割合を見るに、鹽が最も大で五・二%を占め、次は豆子で二・四・二%、之の次が猪肉で一・五・八%、であり、後の八%が白菜・粉條・豆油・麵城・砂糖・酢等である。雇農の間にあつては猪肉・粉條・砂糖・酢等は過年や過節の時にのみ用ひられる。又砂糖・酢・粉條等を食用して居るものは極めて少なく、猪肉も右十戸の中四戸は之を用ひて居ない。

被服費

被服費を見るに左表の通りである。

表二、被服費

姓	名	青布	鞋	襪	子	絲	棉	花	針	計	備
張	迎	二〇〇			〇・二〇	〇・三〇				二・四〇	青布〇・五疋、襪子一足絲三兩
張	駿					〇・四〇			〇・二	〇・四二	絲四兩、針一包
張	鳳	〇・五〇	一〇〇						〇・二	一・五〇	帽子一、鞋一、
段	景					〇・四〇			〇・二	〇・四二	絲四兩、針一包、
馬	恩				〇・六〇	〇・五〇			〇・二	一・一二	襪子三足、絲半斤、針一包、
張	玉					〇・四〇				〇・四〇	絲四兩
那	慶	〇・七八			〇・四五	〇・三五				一・五八	青布六尺、襪子三尺、絲四兩
李	財								〇・五	〇・〇五	針八箇
劉	貴					〇・二〇				〇・二〇	絲一兩
劉	福	〇・九五							〇・二	一・五二	棉花一斤、青布五尺、針一包
計		〇・五〇	一〇〇		一・一五	二・五五	〇・五五	〇・三	九・六一		
平均一戶當		〇・〇五	〇・三七		〇・一五	〇・二六	〇・五五	〇・〇一	〇・九六		

平均家族一人當	百分比
0.011008	5.2
0.011008	38.8
0.011008	10.4
0.011008	13.0
0.011008	26.5
0.011008	5.7
0.011008	13.1
0.011008	10.0

右表に依れば平均一戸當の被服費は〇・九六圓、平均家族一人當のそれは二〇錢四厘である。従て之を一箇月當乃至一日常に従て見れば全く驚くばかりの零細なものになつて了ふのである。

(四) 光熱費、什器費、義務費

光熱費、什器費、義務費を一括して表示すれば次の如くである。

表三、光熱費、什器費、義務費

姓名	光				熟	費			什			義	務		合計
	洋	油	洋	火		楷	草	計	燈	單	鉢		計	國旗代	
張連甲	二斤〇三			〇・六			〇・六					〇・三		〇・三	〇・八
張殿甲	五斤〇七五						〇・七五					〇・三			〇・八
張鳳林	六斤〇六				四〇桶	二・〇	三・六								三・六
段景春	一〇斤一五						一・五								一・五
馬恩全	一五斤二五						二・五	三個〇・三			〇・三	〇・二		〇・六	二・七五
張玉慶	三斤〇五						〇・五						〇・五		〇・五
那慶錄	一斤〇五						〇・五					〇・五			〇・五
李財	一斤〇五			〇・五			〇・五					〇・五			〇・五
劉貴	二斤〇三						〇・三		三個〇・三		〇・三	〇・二	〇・五	〇・六	一・七
劉福	三斤〇五						〇・五					〇・二	〇・五	〇・六	一・〇五
計	七・六			〇・二		二・〇	一〇・九		〇・三	〇・五	〇・六	〇・九	一・五	二・八	三・七

平均 四・八斤・三
平均家族 〇・三
百分比 七・四
即ち光熱費は平均一戸當一・〇二圓、平均家族一人當〇・二二七圓で、この中洋油が七一・四%を占めて居る。洋油の平均家族一人當の消費量は〇・二斤である。

什器費は平均一戸當〇・〇八圓、平均家族一人當〇・〇一七圓である。
義務費は平均一戸當〇・二五圓、平均家族一人當〇・〇五三圓である。

(五) 嗜好費、醫藥費、祭祀費、慶弔費、通信費
兩余の支出状況を見るに次の通である。

表二四 嗜好費、醫藥費、祭祀費、慶弔費、通信費

姓名	嗜好		好		計	費						合計
	白	酒	煙	草		醫藥費	祭祀費	慶弔費	通信費			
張連甲	〇・五斤・一〇		四斤・六〇		〇・七〇		〇・五八					一・二八
張殿甲			五斤・五〇		〇・五〇		〇・一七					一・一七
張鳳林	一斤・二四		二〇斤・八〇		三・〇四		〇・八〇					三・八四
段景春							一・〇三					一・〇三
馬恩全	六斤・一五〇				一・五〇		一・七三					七・七三
張玉慶			一斤・〇一五		〇・一五		〇・〇四					〇・一九
那慶錄	一斤・二四		五斤・〇〇		一・二四		〇・四八					二・二二
李財			五斤・七〇		〇・七〇		一・〇〇					一・七〇
劉貴			一〇斤・一五〇		一・五〇		〇・四六					四・〇一
劉福	〇・二五斤・〇・二				〇・〇二		〇・三五					一・一七
計	二・一〇		七・二五		九・三五	二・五〇	六・六四	五・七〇	〇・〇五			二四・二四
平均一戸當	〇・二二		〇・七五		〇・九三五	〇・二五	〇・六六四	〇・五七	〇・〇〇五			二・四二四

平均家族一人當 〇・〇四五
百分比 二二・五
右表に依れば嗜好費は平均一戸當〇・九四圓、平均家族一人當〇・一九九圓であり、この中七七・五%は煙草である。白酒(燒酒)は大部分は過年、過節に限って用ひられる。

醫藥費は平均一戸當〇・二五圓、平均家族一人當〇・〇五三圓である。

祭祀費とは祖先祭祀、過年等の際に用ひる箔、燒紙、紅紙、線香、卦竿、竈王爺、天地爺、繪兒、蠟等の購入費を指すのであるが、その平均一戸當は〇・六六四圓、平均家族一人當は〇・一四一圓である。

慶弔費は平均一戸當〇・五七圓、平均家族一人當〇・一二二圓で信用關係の緊密な社會性を露出して居る。
通信費は平均一戸當五厘、平均家族一人當一厘である。

(六) 支出總額

依て支出總額を表示すれば次の通りである。

表二五 支出總額

姓名	住居費	食費	被服費	光熱費	什器費	義務費	嗜好費	醫藥費	祭祀費	慶弔費	通信費	合計
張連甲	一・二〇	三・九	二・〇	〇・六		〇・二二	〇・〇		〇・六			五・九
張殿甲	一・〇〇	三・〇一	〇・四	〇・七		〇・二二	〇・七	〇・五〇	〇・一七			五・〇七
張鳳林	一・一三	一・七	一・七	三・六			三・四		〇・二〇			六・〇三
段景春	一・〇六	三・〇	〇・八	一・七					一・〇三			六・〇三
馬恩全	一・〇六	三・六	一・二	二・五	〇・七	〇・一八	一・六	二・〇	一・七	二・七		九・九
張玉慶	一・〇〇	三・四	〇・四	〇・五		〇・一五	〇・四		〇・四			五・九
那慶錄	〇・一〇	一・一	一・八	〇・五		〇・一五	一・四		〇・八			五・六
李財	一・二	三・三	〇・四	〇・一〇		〇・一五	〇・七		一・〇			五・二五
劉貴	一・〇〇	二・八	〇・四	〇・三		〇・一五	一・四		〇・四			五・〇
劉福	一・〇	一・八	一・一	〇・五		〇・一五	一・〇		〇・五			五・〇
計	三・二四	二・七	二・六	一〇・一	〇・八	二・六	九・五	二・五	六・六	五・七	〇・〇五	四八・三

一件は二百元、一件は十元を借入れたものである。契約期間は定めのないものが多いが、定めるときは普通一ケ年間のものが多く、十ヶ月間のものが之に次いで居る。中には三ヶ月間、八ヶ月間と云ふ短期のものあれば、四ケ年間、五ケ年間と云ふ長期のものもある。

第六節 結 び

以上で不完全な此部落の雇農に關する諸現象形態の把握と非常に貧弱なそれらの一通の理論付けとを終つた。従て何らかの結論に歸着すべきである。

依て次に箇條書的に各節に於て把握せる個々の本質的なものを纏めて見る。

- 1、雇傭労働に従事する農家の總人口は部落の總人口の二七％に達する。(但し朝鮮人を度外視すれば三〇％)
- 2、雇傭労働に従事する農家の總人口の中六二・三％(部落總人口の一八・八％)は完全に生産手段より分離され、二〇・一％は土地を所有し居るに不拘何ら自らは之を耕作せず、一七・五％は零細な自家耕作を爲す。
- 3、雇農の大部分は皆ての地主又は自作農又は小作農の没落したものであり、それらの没落は殆ど一五、六年間になされた。
- 4、雇農への没落は此地方の生産諸力の相對的衰退に依て惹き起こされた。換言すれば生産諸力の成長が人口の増殖を凌駕すること即ち人口の相對的減少を招來することが出来なかつた結果惹き起こされた。
- 5、此部落に關係して居る雇農の労働従事者中六九・二％は日工であり、一五・九％は年工であり一四・五％は月工(又は月工兼日工)である。即ち此部落に於ける支配的な雇傭労働形態は日傭労働であると云ふことが出来る。
- 6、年工並月工は明かに自由意志を持たざる不自由人として身分付けられることなしには雇傭され得ない。然し雇傭契約關係の表面には債權的關係を具備する。而して前者が支配的、本質的であり、後者は擬制的、形式的である。従て年工並月工の雇傭關係を相互規定する基礎形態は半封建的人格支配——身分格式的隷屬であると云ふことが出来る。
- 7、日工の雇傭契約關係の中で主位地な部分を占むるものは身分的關係ではなくて債權的關係である。然しこの雇傭契約の見事な近代的形式にも不拘、賃銀支拂の實際に於ては現物形態に依る賃銀前貸制度が嚴然と強固な根を張つて居る。

即ち日工は債務を支拂ふ爲に殆ど自己の賣るべき大部分の労働を債權者たる雇主に提供せねばならない。従て日工の最も特徴的な性格はその雇傭契約關係の中で債權的關係が主位的な部分を占むることにあるのではなくして、實にこの債務奴隸的な點にあると云はねばならない。日工の雇傭労働も亦自由ではないのである。

8、雇農の經常的收入は平均的に見てその六四・八％は農業被傭労働に依據し、その三五・二％は雜役又は雜業に依據する。

従て農業被傭労働に依る収入丈では雇農の生活維持は殆ど不可能なのである。即ち雇農の社會的經濟的地位は極めて不安定なものと云はねばならない。

9、雇農の生活費は平均家族一人一日當二錢六厘である。而して生活費の八九・二％は食費と住居費とに依て占められて居る。従て此部落社會は雇農に對し「生存」を與へて居ても「生活」を與へて居ると云へない。換言すれば此部落の社會——經濟諸關係は雇農にとつては全く彼等の自由を拘束する鐵鎖であり、桎梏であるに外ならないのである。

10、雇農は最少限度に計算して平均一戸當三四・五三圓の負債を持つ。而してそれは平均一戸當の一ケ年間の經常收入(四〇・〇二圓)の八六・三％に當る。即ち雇農は如何に足掻いても到底その負債の桎梏から脱却することは出来ないのである。而もこれらの負債は全然何らの物件をも擔保に置くことなしに爲されたものなるが故に負債の返済が不可能であつた場合には當然彼等の全人格の處分權を債權者——雇主に譲渡せねばならない。茲に雇農に債務奴隸的性格を附與する直接的原因が伏在する。

即ち此部落に於ける雇傭労働の特徴的形態は日傭労働である。而もその「日傭労働」は雇傭契約の自由らしき近代的形式にも不拘、自由な労働ではない。即ち此部落の雇農は債務なる鐵鎖に依て債權者——雇主に緊縛せられ自己の労働力を雇主の一方的な意志に依て處分されつつあるところの雇傭契約關係の表層に於ける擬制的な「債權的關係」とは似もつかぬ不自由なる債務奴隸的性格を持つて居るのである。而も雇傭労働は生産體制上未だ重要性を持たざるが故に、雇農は雇傭労働のみでは生活維持が到底不可能であり、従て不足する生活資料を補ふ爲に是が非でも雜役又は雜業を見付さねばならない。然るに雜業乃至雜役の範圍は雇農の血眼の探索にも不拘、極めて狭少微々たるものにしか過ぎない。茲に雇農は全く行詰らざるを得ない。雇農は此部落の社會——經濟諸關係の埒内に於ては絶対に自らの窮狀を打開することは出来ないのだ。

ある。若し何らかの打開の道があつたとしたらそこには「乞食」があつた丈であらう。

事實此部落の雇農の中には副業的乞食を爲すものが二戸あるのである。又若し「乞食」たることを潔しとせざるものがあつたとすれば、そのものは都市へ出稼するか、匪賊の群に投ずるかの孰れか一を執らねばならぬであらう。何故ならばそのものは此部落の社會經濟諸關係の埒外に出ることが絶対に必要だからである。

今や暗黒の深淵に呻吟する斯くも悲惨な雇農の全貌を把握することが出来た。「吾等何を爲すべきか？」それはこの真相を真正面から凝視する時に自ら明となるであらう。

六、租税公課

財政部 姜 文 濤

目 次

- | | |
|---------------|----------------------------|
| (一) 達子營の概況 | (五) 間接税の負擔狀況 |
| (二) 土地配分狀況 | (六) 康德元年に於ける農民收入に對する租税負擔割合 |
| (三) 地稅の負擔狀況 | (七) 康德元年中に於ける農民收支狀況 |
| (四) 其他諸税の負擔狀況 | (八) 所謂直接搾取 |

(一) 達子營の概況

一、沿革 清朝雍正年間に於ける吉林及開原より百名宛の旗兵本屯に來駐したるを以て達子營の名稱を得たり。當時旗兵中に那姓の者一人（一説には三人）居り、旗兵の伊通に移駐後何故にか獨り本屯に居残りて、農業に従事し始めたり。後三人の息子生まれ、夫々分家して遂に今日の如き那家の繁昌を見るに至れり。

現在七十九戸の内、那姓の者は十九戸にして、鮮人を除きては全村の四分の一以上を占む。

一、管轄 伊通縣第二區伊丹鄉保達子營甲

一、地位 伊通縣北方を距る十八支里の所に位す

一、人口 五八四人

（内譯 男三〇一 女二八三 滿五二四 鮮六〇）

一、戸數 七九戸（内 滿人六六戸 鮮人 一三戸）

一、一戸平均人口 七・三八七人

一、教育程度 全人口を十五歳以上と十五歳以下に分ち更に七歳以下のものを未就學者とせば

十五歳以上 男(識字者四四、不識字者一四九) 内鮮人(識字者二二、不識字者一〇〇) 女(識字者無、不識字者一六二) 内鮮人(不識字者一七) 十五歳以下 男(識字者二二、不識字者五六) 内鮮人(識字者三、不識字者三三) 女(識字者一、不識字者五六) 内鮮人(識字者一、不識字者四) 七歳以下未就學者 男四〇、女六四、内鮮人男一、女九

一、農業形態 地主十一戸 自作農七戸 小作農二九戸 内(滿一六戸 鮮一三戸) 勞働者二五戸 他の職業者七戸

一、人家散在状況 二つの沼を挟みて部落は上營子、中營子、下營子の三部に分ちて散在し密集し居らず。

一、交通状況 平坦なる縣道部落の中央を貫き、車馬の往來に便ならしめたり。(去年伊通河氾濫の爲め水害を蒙り、畑作物は約七割の減収なりき)

(二) 土地配分状況

一、所有状況 全村の耕地面積は五百三十二响六畝なるも、所有面積の最も多きは不在地主那貴郷の百七十响にして、那彬連の九十响之に次ぐ。従ひて二十响の所有者は九戸にして、十响以上の所有者は六戸、十响以下一响以上の者は七戸、一响未満の者は二戸なり。平均所有响数は二二・一九响にして、このレベル以上の所有者は五戸なり。地主は二十四戸あるも不在者五戸にして那家の共同所有に係はる祖先祭祀の爲め祭田五响あり。

土地所有者及所有面積一覽表

所有者氏名	所有面積	所有者氏名	所有面積
那貴卿(不在)	一七〇响	那永吉	二响
那鶴清(不在)	四〇	瑞昇慶(不在)	三〇
那桂林(不在)	二六〇	那君卿	二〇〇
那馬氏	一四〇	那連福	〇・五
			〇・三

那永慶	一二〇	那彬卿	九三〇
公發祥(不在)	一二〇	那振榮	〇・四
那通臣	二〇〇	那全恩	一八〇
那永安	〇・六	那喜山	二〇〇
那玉林	三六〇	那祭	一・五
那英卿	一二四		〇・五
那良卿	一一〇		
	二〇〇		

二、耕作狀態 自作者は七戸にして、その面積は最高十一响、最低五畝なり。小作者は滿人十六、鮮人十三戸にして、鮮人の小作契約は金英哉なるものと地主にて直接に締結せるものなるを以て、鮮人の小作土地は何れも金英哉より四六にて又借せるものなり。従つて鮮人の耕作に係はる土地の配分内容は詳ならざるも、滿人の小作地は面積最高五十响、最低六响にして、平均小作面積は三十一响八畝、この水準線以上の小作者は五戸あり。

那戸の祭田五响は倪鳳彰なる者に貸付け、取得小作料は那家祖先祭祀の費用と爲されりと云ふ。

小作者氏名及び小作地面積一覽表

小作者氏名	小作地面積	小作者氏名	小作地面積
陳起	五〇响	王成	二〇响
梁富	五〇	劉湖	一四
崔倫	四〇	張儉	六
王國珍	三六	胡起	二二
王星周	一四	李樹金	二六
倪景山	二〇	王堂	一八
倪鳳彩	二五	王昌	一八
趙玉堂	二〇	許世貴	四〇

小作者氏名	小作地面積	小作者氏名	小作地面積
盧善根	一响	卓俊	一响
盧賢熙		李春起	
趙浩熙		趙玉錫	
李炳齋		金起鴻	
金起甸		李進珠	
洪成七		朴永八	
西炳植		鮮人小作地合計	九〇・〇

自作者氏名及其自作面積一覽表

自作者氏名	自作面積
那凱	四响
那吉	二〇
那連	〇・六
那榮	四・〇
喜山	一・五
劉英	一・〇
那德	〇・五

(三) 地稅の負擔狀況

(1) 地稅の種目 伊通縣内に於ける額徵地は二十九萬九千二百二十响なるも、土地面積を課稅標準とせる租稅としては國稅に大租あり、縣稅に响捐と糧捐とあり、村稅に保甲費あり、而して前三者は地主之を負擔し保甲費は耕作者之を負擔す。保甲費は農民負擔の實質的均衡を謀る關係より、その負擔面積必ずしも大租、响捐の負擔面積とは同ならず。糧捐は大租、响捐と同時に徵收する爲め、賣却と自家用とを問はず、凡そ糧石には總て課することとなるを以て、糧捐は出產糧石稅の附加稅よりも、寧ろ响捐の補完稅たる性質を有するものなりと云ふべし。尙土地の取引價格を課稅標準とせる契稅あるも定期稅に非ざるを以て別に述べる事とせり。

(2) 地稅の徵收方法及び稅率 大租と响捐と糧捐とは、共に縣公署財務局に於て、之を徵收し、縣城より距離遠き地方に於ては、警察署

内に財務局徵收分處を置き、警察と協同して之が徵收に當る。警察の臨時檢査により、未納者を發見したる時は、直ちに納稅を促督し、約束期限後、尙納付せざる者は即ち押追に處するなり。納稅者に對しては夫々納額に相當する田賦、响捐、糧捐の稅票を交付す。大租は一响に付年吉洋八角にして國幣に換算せば六角一分六厘、响捐は一响に付年吉洋一元零四分にして國幣に換算せば八角零八毫、糧捐は一响の糧石出產を二石と定め、一石に付年吉洋一角五分を徵するを以て一响に付、糧捐吉洋三角、國幣に換算せば二角三分一厘なり。即ち一响に付國稅縣稅共計年國幣一圓六角四分七厘八毫の負擔なり。保甲費は該甲に於ける一年間の支出總額を春秋二季に分けて、全甲の村民に攤派するを以て、別に定額なく、甲毎又年毎に負擔額異なるが如し。

康德元年内に於ける達子營甲の保甲費は一响に付一圓五角なりき。

地稅一覽表

稅目	稅率	直接納付者	徵收方法	徵收期間
大租	每响年吉洋八角	地主	縣公署財務局に於て警察と協同して徵收す	自十二月一日至翌年五月末
响捐	每响年吉洋一元〇四分	地主	同上	同上
糧捐	每响年吉洋三角	地主	以上二者と同時に附徵す	同上
保甲費	不定	耕作者	甲長より甲丁を各戸に派し督促攤派す	春秋二季又は隨時

今選擇調査せる二十戸の地稅負擔狀況を左に掲げやう。

(3) 地稅負擔狀況一覽表

調査番號	形態	氏名	所有地	耕作地	大租	响捐	糧捐	保甲費	合計
1	地主兼小作	那斌卿	九三	一	五七・二九	七四・四七	二一・四八	二・〇〇	一五六・一六
2	地主兼小作	陳起	八	五〇	四・九二	六・四〇	一・八五	三九・〇〇	五四・一四
10	地主兼小作	崔倫	六二	二五	三八・一九	四九・六五	一四・三二	二五・〇〇	一二七・一六
17	地主	那良卿	二〇	一	一二・四一	一六・二二	四・六五	一・〇〇	三五・四二
19	小作	張美彦	一	二	一・二四	一	一	二・六〇	二・六〇

20	農	張	起	二〇	一六〇二	四・六二	一〇〇	三三・九六
21	地	那	臣	二〇	一六〇二	四・六二	一〇〇	三三・九六
22	農	張	鳳	二〇	一六〇二	四・六二	一〇〇	三三・九六
24	小	卓	俊	五	八	五	八	鮮人
25	小	李	詠	五	八	五	八	鮮人
30	小	張	儉	二八	五	八	五	鮮人
32	自	那	凱	四	二八	五	八	鮮人
33	自	那	福	三	二八	五	八	鮮人
36	農	張	駿	一	二八	五	八	鮮人
37	自	劉	英	五	二八	五	八	鮮人
38	自	倪	彩	三	二八	五	八	鮮人
39	地	那	林	二	二八	五	八	鮮人
43	農	張	慶	一	二八	五	八	鮮人
64	小	許	貴	四	二八	五	八	鮮人
70	小	連	富	一	二八	五	八	鮮人

(註) 滞とあるは滞納金の意、括弧内は保甲費の負擔面積なり。

(4) 課税面積と實際所有面積の不一致

課税面積と實際所有面積の異なる事は、土地制度確立せざる滿洲全國の通情にして、伊通縣もその例に漏れず。今吾人は遼子營の土地に付其一般を示さん。

所有者氏名	實有面積	課税面積	所有者氏名	實有面積	課税面積
那 貴 卿	一七〇 响	二二二 响	那 連 科	六 畝	一 响
那 彬 卿	九三 响	九三 响	那 連 福	三 畝	三 畝

那 桂 林	二八	一六	那 永 吉	二 响
那 全 恩	二〇	一七	那 永 慶	二 响
那 良 卿	二〇	二〇	那 永 林	二 响
那 龍 臣	二〇	二〇	那 永 榮	二 响
那 君 卿	二〇	二〇	那 永 凱	二 响
那 德 喜	五 畝	一 响	那 永 安	二 响
劉 振 聲	一八 响	二 响	那 馬 氏	一 响
劉 英	一一 响	二 响	那 喜 山	一 响
那 戶 祭 田	五	五		

(註) 課税面積は縣公署の魚鱗冊による。那永安、那馬氏、那喜山及關鶴清、公發祥、瑞昇慶の課税面積は魚鱗冊に記載なし。

上表によれば實有面積と課税面積の一致せる者が九、實有面積の課税面積より多き者が四、實有面積の課税面積より少き者が五、不明の者が三なり。

所有面積の課税面積より少き原因は概ね分家による財産分配の未登記に在ると考へられるも、所有面積の課税面積より多き原因は蓋し獲取せる土地の未税契に在ると云はざるべからざるべし。

(5) 保甲費及び自衛團に就て 原來遼子營の自衛團には保甲制度によりて組織せる有給的職業自衛團と、保甲自衛團の警察署所在地移駐により、専ら村内を巡視するために、組織せる輪番的義務自衛團の二あり。

A 保甲自衛團 康德元年二月に於て、民有銃器の取上と同時に實施されたる保甲制度に基きて組織されたる保甲自衛團は都合八名居り、縣公署より銃器を借受け、専ら甲内の治安維持に當れり。然るに其の内警備連絡のため、警察署の駐在所たる伊丹郷に移駐すべく命ぜられたり。伊丹郷に於ては、保長團總之を指揮し、更に游撃の必要を感じたるため、遼子營を距る八里の馬鞍山に自衛團より成れる游撃隊一分隊計三十名を駐在せしめたり。

故に遼子營より移駐せる八名は馬鞍山に六名、伊丹郷に二名駐在せり。而るに去年舊十二月二十日に、小高家屯に匪賊討伐をなせる際、相當の激戦をなしたる後、馬鞍山の游撃隊より、遂に三名の戦死者と一名の負傷者を出し、内三人は遼子營より移駐せる者なるを以て、(戦死者二名、負傷者一名、共に救恤金なし) 未だ補缺を爲さざる現在に於ては、馬鞍山に三人、伊丹郷に二名居るなり。自衛團の給料

は月額六圓の規定なるも糧石の騰貴せることに鑑み、一圓の増給を行ひ計七圓を支給せり。

B 義務自衛團 保甲自衛團の伊丹郷移駐後、本屯は治安上急に警備の不足を感じ、恰も當時水田經營の鮮人來住せる關係より、彼等に対する特別なる保衛の必要をも感じたを以て縣に申請し、更に十挺の銃器を借受け、各土地耕作戸より順番に一名宛出さしめ、計十名の純義務的自衛團を組織せり。この自衛團は専ら屯内を巡視するに止め、各自の家にて食事をなし、十日毎に順番を變更することせり。

C 保甲費の内容 伊丹郷及び馬鞍山にある本甲移駐自衛團の所要經費は、勿論土地耕作者の負擔する所なるもその討伐所要の彈藥の補充と、本屯巡視義務自衛團の統制上必要とせる制服の費用は、(彈藥五百發八十圓、制服十着二十六圓)村民の負擔均衡を計る爲め、土地耕作者以外の地主、農勞及び甲内の其の他の職業者に、其の財産に應じて、最高二圓最低五角の割合にて負擔せしめたり。

甲には甲長及副甲長二人居り(十名の義務自衛團に含まる)月給夫々二十圓、十二圓にして、本保游擊隊の彈藥、服裝の分擔金及保長、隊長、雇員の人事費分擔金あり、其の他甲所の辦公費、家賃、招待費、甲長の旅費、其の他の諸雜費もあり、之等は總て土地耕作者の負擔する所なるを以て、その明細は次表の如くなるべし。

達子營甲康德元年份支出決算明細表

項目	摘要	金額	負擔者
人件費	甲長俸給	三八四	耕作者
	甲丁給料	六七二	同
分擔金	彈藥費	一九五	同
	服裝費	六〇	同
	同 上	六〇	同
辦公費	人事費	六〇	同
	辦公費	二五	同
	旅費	三〇	同
	家賃	三〇	同
雜費	義捐金	一〇	同
	招待費	一五	同
	雜費	二五	同
	制服費	二五	同
	役人軍警の接待	二五	同
	其の他の諸費用	二五	同
	本屯義務自衛團費用	二五	地主、農勞、他職者

彈藥費 本屯伊丹郷移駐自衛團使用

八〇 同

D 保甲費負擔の不均衡 この表によれば土地耕作者の負擔すべき保甲費は合計千五百圓にして、之を保甲費の負擔面積たる一〇〇四响に配分せば、即ち一响に付、約一圓五角の負擔となる。然るに地主及び勞働者、他職者の負擔すべき者は僅かに百〇五圓にして、而かもその負擔割合は、最高二圓、最低五角なり。勞働者は最低にて可なるべきも、不勞所得者たる地主にして、同一に保衛され居りながら、僅に最高にして二圓しか負擔せざるは甚だ均衡を失せるものと云はざるべからず。(那斌郷所有土地九三响なるに保甲費僅か二圓、張儉は作地二八响なるに保甲費三十九圓前記参照)殊に鮮人小作人は單に土地賃借契約者たる金英哉より僅少の保甲補助金を出したる外、直接特殊の保護を受け居りながら一錢の保甲費をも負擔せざれば不合理も甚だしきものなり。保甲費の負擔面積と實際の耕作面積と一致せざるは名を實質的負擔均衡に借り有るが如きも、陳起の如き耕作面積が四十五响なるに保甲費の負擔面積は二十六响、劉英の如きは自作面積が五・五响なるに保甲費の負擔面積も五・五响なり。かくの如きは如何に實質的負擔均衡を謀れるやを疑はざるべからず。

(6) 契稅の負擔狀況 土地の取引價格を課稅標準とせる契稅は國稅にして、賣契には百分の六、典契には百分の三、商租契には百分の五を課する規定なり。伊通縣財務局長の談に依れば「本縣内に於ける契稅率は約八〇%位なるべし」と云ふ。然るに吾人の選擇調査せる土地所有者十戸の中、僅かに一枚の紅契と一枚の大照とを發見し得たるのみにて、他は或は安全を期するため縣城の親類或は極秘なる場處に保管され、或は春耕貸款の抵當に取られ、或は分家により土地の分配を受けたるも、その所有權を證明する唯一の證書たる地照は未だ法規によりて分勞を登記せざる爲め、兄弟の手許に所持されあり等と云ふ。而して吾人の發見せざりし土地證書は地主の談によれば何れも契稅したるものなりと云ふ。

選擇調査せる地主十戸の所持せる契紙、大照明細表

地主	契紙或大照	發給官署	取得地價	記載面積	契稅額	登記官署	備考
那斌	二〇	吉林財政廳	一七二〇	八	二二〇・六〇	吉林高等法院	城内親類に保管されあり
陳起	一	吉林財政廳	一七二〇	八	二二〇・六〇	吉林高等法院	登記費四・〇〇圓
崔倫	二	吉林財政廳	一七二〇	八	二二〇・六〇	吉林高等法院	春耕貸款の抵當に入れたり
那良卿	一	吉林財政廳	一七二〇	八	二二〇・六〇	吉林高等法院	分家以來弟所持す

那 那 那 那 那	耀 凱 福 英 鳳 玉	一 一 一 一 二 一	財政部	一 一 一 一 一 一	一 三 一 一 一 一	一 一 一 一 一 一	五二八
吉林省政府							春耕貸款の抵當に入れたり 大照 分家以來弟所持す 分家分劈せず親類に保管しあり 親類に保管しあり 大照費一圓諸費一角

(四) 其の他諸税の負擔狀況

地稅以外に直接に村民に課せらるべき其の他の諸税としては國稅には出產糧石稅、牲畜稅あり、縣稅には車牌捐、屠宰捐あり而して出產糧石稅の納稅義務者は法規上石糧の賣主なるも實際は概ね糧棧が糧石賣主たる村民に代りて納付し、稅率は粗糧從價百分の〇・五、細糧百分の一油糧、豆類は百分の二・五なり。牲畜稅は牲畜の取引せられ又は自家生産の牲畜の生長せる時に之を課しその率は牛、馬、騾、驢は從價の百分の五、羊、豚は從價百分の二、外に附加雜款正稅の百分の五にして納稅義務者は賣主又は飼育者なり。車牌捐は荷馬車の所有者に課するものにして十月一日より翌年の二月末に亘りて之を徵收し、率は一套一圓、二套二圓、三套四圓、五套以上六圓なり。屠宰捐は牛羊豚の屠殺者に課し、牛一頭一圓、羊一支二角、猪一口三角を徵する規定なるも達子營に於ては實際豚一口に付一圓三角を徵收せり。之に就ては更に後述す。

其の他諸税負擔明細表

調查番號	糧石稅	牲畜稅	屠宰捐	車牌捐	合計
1	一五・九五	一圓	二・六〇	六・〇〇	一八・五五
2	三・八五	六・七〇	一・三〇	六・〇〇	一七・八五
10	二九・七五	六・〇〇	一・三〇	六・〇〇	三七・〇五
17	四・六八	〇・二八	〇・二八	〇・二八	四・六八
19	〇・二八	〇・二八	〇・二八	〇・二八	〇・二八
20	〇・二二	〇・二二	〇・二二	〇・二二	〇・二二
21	〇・二二	〇・二二	〇・二二	〇・二二	〇・二二

70	64	43	39	38	37	36	33	32	30	25	24	22
三・三八	〇・九〇	二・五九	〇・五〇	〇・九〇	〇・三七	二・八七	〇・九〇	〇・三七	二・八七	〇・九〇	〇・三七	二・八七
一・三〇	一・三〇	一・三〇	一・三〇	一・三〇	一・三〇	一・三〇	一・三〇	一・三〇	一・三〇	一・三〇	一・三〇	一・三〇
四・〇〇	四・〇〇	四・〇〇	四・〇〇	四・〇〇	四・〇〇	四・〇〇	四・〇〇	四・〇〇	四・〇〇	四・〇〇	四・〇〇	四・〇〇
八・六八	〇・九〇	七・八九	一・八〇	〇・九〇	一・三〇	二・八七	〇・九〇	一・三〇	一・六七	〇・九〇	一・三〇	二・八七

(五) 間接税負擔狀況

農民の日常生活必需品の大部分は自家生産によるべきなるも、食鹽、棉布、酒、菸等の如きは何れも購入に仰かざるべからざるべし。從ひて之等購入品に就き、間接的に租稅を負擔し居り、之が推算は又農民の租稅負擔狀況調査上必要なり。然るに間接稅は必ずしも理論通り最後の消費者に轉嫁せず、殊に農村に於ては間々農民間、又は農村間に自由取引が行はれる爲め、之が正確なる推算は寧ろ至難と云はざるべからず。茲に於ては單に農民の購入物品に課せる間接稅の負擔を、一應最後消費者たる農民に歸したる者と推定して算出するに止まる。

間接稅の算出基準

- 一、鹽稅 鹽務署の鹽稅は百斤に付六圓にして、權運署の專賣益金は百斤に付約三圓なるを以て實質的鹽稅は百斤に付計九圓なり。
- 一、酒稅 酒稅には三あり
- 白酒稅 百斤に付吉洋一圓四角、外に五厘雜款正稅の百分の五、補助費正稅百分の二十
- 白酒費 百斤に付吉洋六角外補助費正稅百分の二〇
- 燒鍋課 一箇に付年吉洋四〇〇圓、一箇の年平均生産高は十五萬斤なれば一斤に付燒鍋課二厘五毛

以上の基數によれば酒百斤に付酒稅約國幣二・一六圓の計算なり。

一、營業稅 賣上額の百分の二

一、棉布關稅 稅番一の生地の粗布の（甲）として計算し重量七封度幅四十吋長四十一碼以下のもの毎疋八角

一、菸 稅 二あり從價約百分の二七なる率なり

黃菸 稅 從價百分の十、外五厘雜款正稅の百分の五、補助費正稅の百分の二〇

黃菸 費 從價百分の十二、外補助費正稅の百分の二〇

一、麥稅統稅 一袋に付一角

一、糧石稅 出產糧石稅は消費者に轉嫁せず、納稅義務者たる糧石賣主の負擔と推定す

銷場糧稅 從價百分の二、附加雜款正稅百分の五

斗 稅 大麥紅糧、一斗吉洋三厘、小豆等一斗吉洋六厘、江米等一斗吉洋九厘（吉洋對國幣の比價は一〇〇・七七）

康德元年中に於ける間接稅負擔推算表

調查番號	糧石稅	鹽稅	麥粉統稅	酒稅	菸稅	棉布關稅	營業稅	合計
1	〇・四四	九・〇〇	〇・三〇	〇・四三	〇・七〇	三・二〇	二・〇五	一五・四二
2	〇・三三	五・四〇	〇・一〇	〇・二六	〇・三三	二・四〇	一・五九	八・五九
10	〇・六二	一・八〇	〇・四〇	〇・四三	〇・一一	八・〇〇	五・三六	三三・六〇
17	〇・三二	〇・四五	〇・一〇	〇・二二	〇・八一	〇・八〇	一・二五	五・三〇
19	〇・三三	二・七〇	〇・二〇	〇・二九	一・六二	〇・一〇	〇・三八	三・四四
20	〇・五八	七・二〇	〇・三〇	〇・三三	〇・七五	〇・四〇	〇・五〇	一二・六一
21	〇・二八	二・七〇	〇・〇三	〇・一八	〇・八一	〇・四〇	〇・五〇	四・二六
22	〇・一〇	〇・三〇	〇・〇三	〇・〇三	〇・八一	〇・四〇	〇・五〇	三・〇七
24	〇・六四	三・五〇	〇・四〇	〇・四三	〇・八一	〇・四〇	〇・五〇	七・七九
25	〇・六四	三・五〇	〇・四〇	〇・四三	〇・八一	〇・四〇	〇・五〇	三・五七
30	〇・六四	三・五〇	〇・四〇	〇・四三	〇・八一	〇・四〇	〇・五〇	三・五七

調查番號	收入額	直接稅額	%	調查番號	收入額	直接稅額	%
1	九〇・八〇〇	一七・四七一	一九・二	32	五四・〇〇	一二・〇五	二二・三
2	三八七・一〇	七二・九九	一八・六	33	五五・〇〇	一・八〇	三・三
10	一、九九二・五〇	一六四・二二	八・二	36	五〇・〇〇	一九・一一	二二・二
17	五九八・〇〇	四〇・一〇	六・六	37	八九・九〇	二二・二八	五・七
19	七一・〇〇	二・八八	四・〇	38	三八八・七〇	三二・一七	一〇・四
20	三〇・〇〇	三・四二七	二九・四	43	三二・〇〇	三・一七	一〇・四
21	一一六・〇〇	一〇・二〇	八・八	64	三七・一〇〇	五・一八	一三・八
22	五〇・〇〇	二・八七	〇・七	70	六九・四〇	一二・〇〇	一七・三
24	一、二八四・〇〇	四〇・六七	一四・四	平均	三六五・二六	三三・九二	九・二八
25	四二六・三〇	二・八七	〇・七				
30	二八二・三七	四〇・六七	一四・四				

（六） 康德元年に於ける農民收入に對する租稅負擔割合

康德元年に於ける農民收入に對する直接稅負擔百分率

調查番號	收入額	直接稅額	%	調查番號	收入額	直接稅額	%
1	九〇・八〇〇	一七・四七一	一九・二	32	五四・〇〇	一二・〇五	二二・三
2	三八七・一〇	七二・九九	一八・六	33	五五・〇〇	一・八〇	三・三
10	一、九九二・五〇	一六四・二二	八・二	36	五〇・〇〇	一九・一一	二二・二
17	五九八・〇〇	四〇・一〇	六・六	37	八九・九〇	二二・二八	五・七
19	七一・〇〇	二・八八	四・〇	38	三八八・七〇	三二・一七	一〇・四
20	三〇・〇〇	三・四二七	二九・四	43	三二・〇〇	三・一七	一〇・四
21	一一六・〇〇	一〇・二〇	八・八	64	三七・一〇〇	五・一八	一三・八
22	五〇・〇〇	二・八七	〇・七	70	六九・四〇	一二・〇〇	一七・三
24	一、二八四・〇〇	四〇・六七	一四・四	平均	三六五・二六	三三・九二	九・二八
25	四二六・三〇	二・八七	〇・七				
30	二八二・三七	四〇・六七	一四・四				

康德元年に於ける農民收入に對する租稅負擔百分比

調查番號	現物收入	現金收入	合計	直接稅	間接稅	合計	%
1	二二六・〇〇	六七二・〇〇	九〇八・〇〇	一七四・七一	四七・八七	二二二・五八	二四・五

五二一

平均	70	64	43	39	38	37	36	33	32	30	25	24	22	21	20	19	17	10	2
現物	一三六・〇〇	一三六・〇〇	一三六・〇〇	一三六・〇〇	一三六・〇〇	一三六・〇〇	一三六・〇〇	一三六・〇〇	一三六・〇〇	一三六・〇〇	一三六・〇〇	一三六・〇〇	一三六・〇〇	一三六・〇〇	一三六・〇〇	一三六・〇〇	一三六・〇〇	一三六・〇〇	一三六・〇〇
現金	一九・四〇	一九・四〇	一九・四〇	一九・四〇	一九・四〇	一九・四〇	一九・四〇	一九・四〇	一九・四〇	一九・四〇	一九・四〇	一九・四〇	一九・四〇	一九・四〇	一九・四〇	一九・四〇	一九・四〇	一九・四〇	一九・四〇
平均	三六五・二六	三六五・二六	三六五・二六	三六五・二六	三六五・二六	三六五・二六	三六五・二六	三六五・二六	三六五・二六	三六五・二六	三六五・二六	三六五・二六	三六五・二六	三六五・二六	三六五・二六	三六五・二六	三六五・二六	三六五・二六	三六五・二六

(註) 現物評價は夫々の賣却價格を平均せる價格により。
借入金は現金収入に於ける小作料は現物収入より除出せり。

上表によれば直接税負擔額の割合は最高二九・四%にして最低皆平均九・二八%なり。而して直接間接兩税の負擔額の割合は最高五〇・八%にして最低二・二%、平均一四・一六%なり。かくの如く租税負擔額の比較的高率なるは全く康徳元年に於ける伊通河の氾濫による水害に基因するものと云ふべく、去年の農産物收穫は約六割以上の減收にして、従ひて農民収入の平均額は僅かに三六五・二六圓なり。尙24、25の鮮人の租税負擔額は税の直接間接を問はず、絶對的にも相對的にも最低位を占め、水田經營の如何に有利なること、而して租税負擔能力の大なることを示せり。

(七) 康徳元年中に於ける農民收支狀況

大同二年は豐作なりしも、去年は伊通河氾濫の爲め水害を蒙り、收穫は例年三割の激減又は殆んど皆無なりき。即ち下表の示す如く調査番號の17及び22を除きては何れも赤字を出せり。然るに之に對して水田經營の鮮人は實に好景氣にして、選擇調査の24、25は共に多額の利益を收めたり(小作料は本屯に於ては一响に付き小作料二石乃至八斗を普通とし、大豆、高粱、穀子の三色糧を均納するものとす。天災其の他不可抗力により減收を來せる際は事情を斟酌の上減納をなすべき慣習あり)。

康徳元年に於ける農民收入

調査番號	1	2	10	17	19	20	21	22	24	25	30	32	33	36	37	38	39
小作料收入	二二六・〇〇	二二六・〇〇	二二六・〇〇	二二六・〇〇	二二六・〇〇	二二六・〇〇	二二六・〇〇	二二六・〇〇	二二六・〇〇	二二六・〇〇	二二六・〇〇	二二六・〇〇	二二六・〇〇	二二六・〇〇	二二六・〇〇	二二六・〇〇	二二六・〇〇
現物	一七〇・〇〇	一七〇・〇〇	一七〇・〇〇	一七〇・〇〇	一七〇・〇〇	一七〇・〇〇	一七〇・〇〇	一七〇・〇〇	一七〇・〇〇	一七〇・〇〇	一七〇・〇〇	一七〇・〇〇	一七〇・〇〇	一七〇・〇〇	一七〇・〇〇	一七〇・〇〇	一七〇・〇〇
現金	五七・二〇〇	五七・二〇〇	五七・二〇〇	五七・二〇〇	五七・二〇〇	五七・二〇〇	五七・二〇〇	五七・二〇〇	五七・二〇〇	五七・二〇〇	五七・二〇〇	五七・二〇〇	五七・二〇〇	五七・二〇〇	五七・二〇〇	五七・二〇〇	五七・二〇〇
產物收入	一〇五・五〇	一〇五・五〇	一〇五・五〇	一〇五・五〇	一〇五・五〇	一〇五・五〇	一〇五・五〇	一〇五・五〇	一〇五・五〇	一〇五・五〇	一〇五・五〇	一〇五・五〇	一〇五・五〇	一〇五・五〇	一〇五・五〇	一〇五・五〇	一〇五・五〇
現物	二五〇・八〇	二五〇・八〇	二五〇・八〇	二五〇・八〇	二五〇・八〇	二五〇・八〇	二五〇・八〇	二五〇・八〇	二五〇・八〇	二五〇・八〇	二五〇・八〇	二五〇・八〇	二五〇・八〇	二五〇・八〇	二五〇・八〇	二五〇・八〇	二五〇・八〇
現金	二四一・六〇	二四一・六〇	二四一・六〇	二四一・六〇	二四一・六〇	二四一・六〇	二四一・六〇	二四一・六〇	二四一・六〇	二四一・六〇	二四一・六〇	二四一・六〇	二四一・六〇	二四一・六〇	二四一・六〇	二四一・六〇	二四一・六〇
或工俸給賃	一五〇・〇〇	一五〇・〇〇	一五〇・〇〇	一五〇・〇〇	一五〇・〇〇	一五〇・〇〇	一五〇・〇〇	一五〇・〇〇	一五〇・〇〇	一五〇・〇〇	一五〇・〇〇	一五〇・〇〇	一五〇・〇〇	一五〇・〇〇	一五〇・〇〇	一五〇・〇〇	一五〇・〇〇
借入金	六七・〇〇〇	六七・〇〇〇	六七・〇〇〇	六七・〇〇〇	六七・〇〇〇	六七・〇〇〇	六七・〇〇〇	六七・〇〇〇	六七・〇〇〇	六七・〇〇〇	六七・〇〇〇	六七・〇〇〇	六七・〇〇〇	六七・〇〇〇	六七・〇〇〇	六七・〇〇〇	六七・〇〇〇
雜收	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇
合計	一、五七八・〇〇	一、五七八・〇〇	一、五七八・〇〇	一、五七八・〇〇	一、五七八・〇〇	一、五七八・〇〇	一、五七八・〇〇	一、五七八・〇〇	一、五七八・〇〇	一、五七八・〇〇	一、五七八・〇〇	一、五七八・〇〇	一、五七八・〇〇	一、五七八・〇〇	一、五七八・〇〇	一、五七八・〇〇	一、五七八・〇〇

(3) 屠宰捐 屠宰場は原縣公署の直營に屬したるも、去年より陳參事官の紹介せる權英達なる者に包辦せしめることになりたり。以來屠宰捐は屠宰場經營者の代徴する所となり、財務局は單に屠宰捐票を發行するのみにて、屠宰場に事務員又は調査員を派遣又は駐在せしめる事を得ざるに至れり。屠宰捐は豚一匹三角、牛一頭一圓、羊一支二角の規定なるも、實際は之以外に檢驗費として豚一匹一圓、牛一頭三圓、羊一支四角を徴收するのみならず、包辦の契約内容は範圍を縣城に限りたるに拘らず、各區に亘りて屠殺分場なる名目上のみにて實際は存在せざる者を設け、夫々滿人に又請負せしめ又は代徴權利の賣却をなしたり。故に田舎の自家に於て屠殺するも、屠宰捐が課せられるのみならず、實際檢肉せざるにも拘らず檢驗費が徴收され調査せる達子營に於ては、豚の屠殺者は悉く一匹に就き一圓三角を取られたり。かゝる農民負擔は縣公署の收入とならず徒らに中間搾取者の懷を肥やすのみにて、不合理も甚だしきものと云はざるべからず、甲長の談によれば第二區の分場は四百圓にて屠宰場包辦の權英達より屠宰捐の徴收權利を買ひ得たるも、去年に於ける徴收額は無慮千八百圓を超過し、その徴收振は横暴を極め、端午節前に於て各戸の豚の頭數を調査して行きその後隨時に來りて徴收を行ひ、祭祀用の屠殺も豚の賣出や病死も、兎角調査頭數より減少を來したる時は、一切屠殺せるものと見做して徴收せりと云ふ。

(縣公署の豫算にて屠宰捐として單に城内の分しか計上されず)

(4) 牙紀の搾取 牙紀李榮五は稅捐局より請負ひたりと稱して、大豆高粱は一斗に就き五分、小豆、蘇子は一斗に付壹角の如き高率なる斗捐(實際は口錢ならんも)を徴收す、稅捐局は牙紀の口錢に關する規定なき爲、取締に由なく、目下糧石取引者の怨恨の的となり、取引は公主嶺に奪はれつつあり。

この外農民の不慣を利用して、地稅を代納し相當な(額不明)報酬を要求する錢莊、其の他の商店の存在すること、日本關西地方風災義捐會なりとて一甲に付十圓宛を取りて、縣公署に二圓しか送付せざりし事、指導官の通譯が日頃の怨恨者にビストルを挿して通匪せる者なりとして、縣公署に拉し去り、銃殺に處せる事、新京警備司令部の特務なりと稱して、某々を強迫して七百圓を騙りたる事等、王道國家にあるまじき幾多の搾取事件を聞きたり。

龍江省龍江縣第一區大道三家子

調查時期 自康德三年三月二十五日 至四月十一日

第二班				
民政	土地	財政	文教	統計
部	局	部	部	處
朱東建、津久井傳也、金培榮、唐立盛	朴田琢磨	張國周、文德義	野村順	田村五十彦、于可漢
徐長吉、同城寺進、吳顯輝、鄭吉春、王克俊、高文吉				

一 概 況	統計處	徐 長	吉	五七
二 生 業	統計處	徐 長	吉	五八
三 勞 働	滿鐵經調	田村五十彦	吉	五九
四 土 地	土地局	柿田琢磨	吉	六〇
五 租 稅 公 課	財政部	張 國 周	吉	六一

一、概 況

統計處 徐 長 吉

目 次

一、位 置	五、部落の構成
（一）行政上の位置	（一）職業的構成
（二）縣城よりの距離及道路	（二）土地經營狀態より見たる部落の構成
二、地 勢	（三）姓より見たる部落の構成
三、戸 口 數	六、經濟的に見たる調査部落の特殊相
四、面 積	

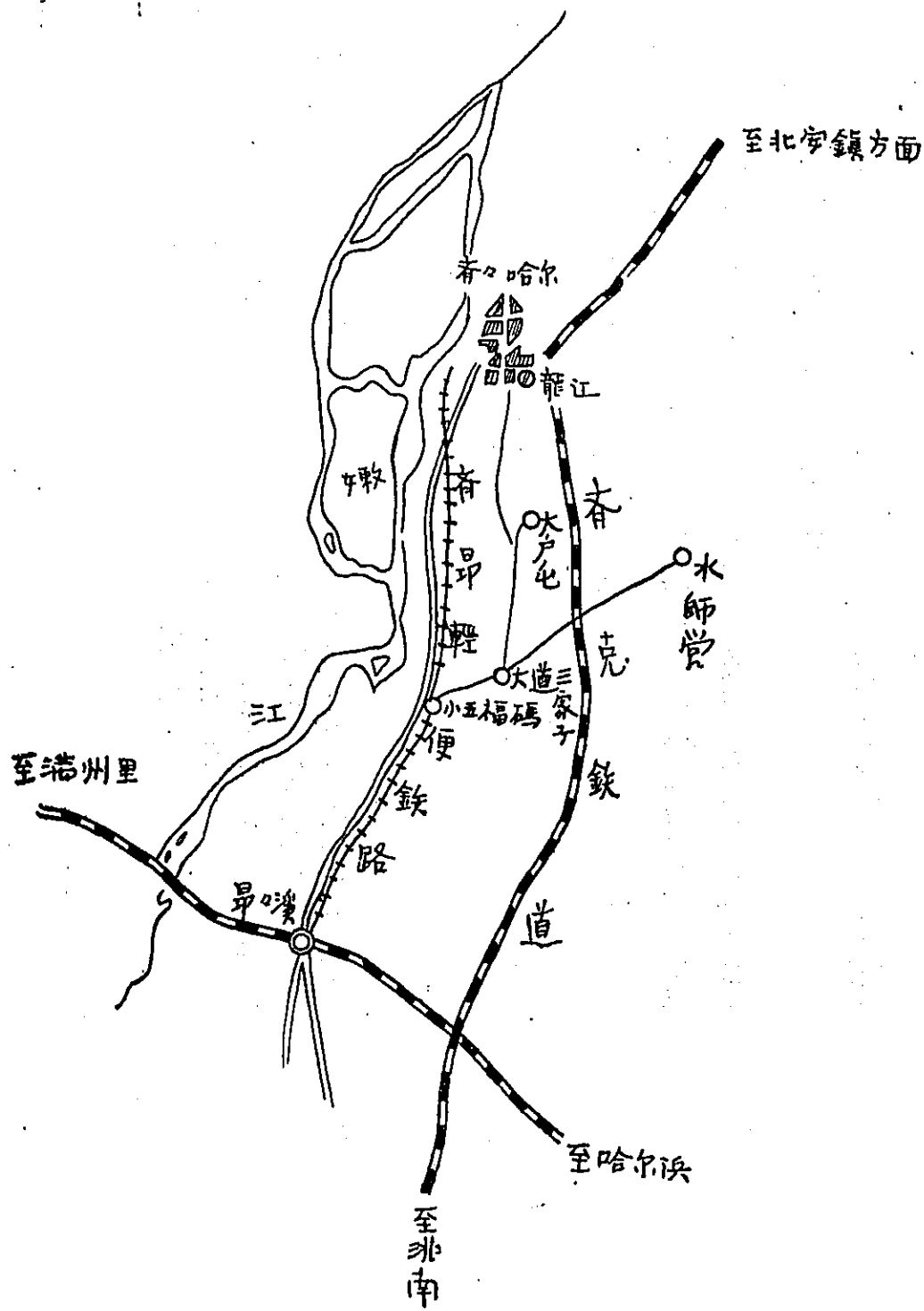
一、位 置

（一）行政上の位置

當調査部落大道三家子は龍江縣第一區（東官郷とも稱す）に在り縣城の南方に位す。水師營警察分駐所の管轄に屬し水師營屯を隔る西南約十里東は花力屯、雅門屯、西は小五福碼屯、北は大梅屯、南は崔門屯、孤店屯と境界を接せり。

（二）縣城よりの距離及道路

部落の北方より縣城に通ずる道路あり縣城を隔る二十五里輕便鐵道あるも部落民の之を利用する稀にして主として牛、馬に依り右道路を通行す。大道三家子、五福碼間三里。



二、地 勢

當調査部落は平坦なる平原なるも地勢低濕にして若し大雨連降嫩江氾濫せんか一帯汪洋たる一大湖沼の狀を呈す。

三、戸 口 數

當地に於ける康德元年度十二月末日現在戸口數は次の如し。

一、戸 數

四四戸

一、人口 數

男 二二八人

女 一九〇人

計 四〇八人

女二〇〇人に對する男の人口數は二一四・七

一、一戸當人口數 九・〇三人

四、面 積

當調査部落の總面積は五〇四・四晌にして其の所有者別次の如し。

所有者別	面積 晌	備 考
在住所有者	三八四・四	
不在所有者	一〇・六	
屯民共有	一〇九・一	共有牧養地内四・〇晌は耕地なり
計	五〇四・一	

之を地目別に表せば次の如し。